

1. 「社会福祉法」の成り立ち

①戦前

時期	社会福祉に関する出来事
明治時代	「恤救規則」が制定され、無告の窮民に対し救済を行った。
大正時代	防貧対策である「済世顧問制度」、現在の民生委員制度の前身である「方面委員制度」が創設された。
関東大震災などの影響で、失業者や貧困者の増大	
昭和初期	「救護法」が制定され、「恤救規則」は廃止された。「救護法」では、生活扶助、医療扶助、助産扶助、生業扶助が行われたが、対象者が限定されていた。
	厚生省の発足。
	「児童虐待防止法」「少年救護法」「母子保護法」などが制定。
国は戦時体制に突入	

②戦後

時期	社会福祉に関する出来事
敗戦により GHQ の介入・国は混乱	
1946 (昭和 21)	GHQ により「公的扶助に関する覚書」(社会救済に関する覚書) 提出。 「無差別平等」「公私分離」「国家責任における救済」「無制限の救済」の公的扶助の 4 つの基本原則を示した。
	「日本国憲法」制定。国の責任としての社会福祉を提示。
1946 (昭和 21) ~ 1949 (昭和 24)	「生活保護法 (旧)」「児童福祉法」「身体障害者福祉法」の福祉三法が制定された。
1948 (昭和 23)	社会保障制度審議会の発足。社会福祉、社会保険、公衆衛生などの制度を整えるために国に勧告を行う。
1951 (昭和 26)	「社会福祉事業法」制定。わが国の社会福祉の推進、理念を定めた。
1960 (昭和 35) ~ 1964 (昭和 39)	「精神薄弱者福祉法」(現「知的障害者福祉法」)「老人福祉法」「母子福祉法」(現「母子及び父子並びに寡婦福祉法」)を制定。福祉三法とあわせて、福祉六法とする。

③社会福祉基礎構造改革

時期	社会福祉に関する出来事
1999（平成 11）	<p>「社会福祉基礎構造改革について」（厚生省）の公表。</p> <p>昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うものである。</p> <p>個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて、以下の通り改革を推進。</p> <p><具体的な改革の方向></p> <ul style="list-style-type: none"> *個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立 *質の高い福祉サービスの拡充 *地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実
2000（平成 12）	<p>「社会福祉事業法」改正。「社会福祉法」と改称された。</p>

2. 「社会福祉法」改正のポイント

これまでに改正された「社会福祉法」のうち、保育士試験に関わりのある主な改正をまとめました。

①社会福祉基礎構造改革による改正（平成 12 年～）

項目	概要
法律名の改称	「社会福祉事業法」を「社会福祉法」へ
福祉サービスの利用制度化	措置制度から 利用制度 への変更
利用者保護のための制度の創設	地域福祉権利擁護制度（ 福祉サービス利用援助事業 ）の実施
	苦情解決 の仕組みの導入
	利用契約についての説明・書面交付義務付け
サービスの質の向上	事業者によるサービスの質の自己評価などによる質の向上
	事業者によるサービス内容に関する 情報の提供
社会福祉事業の範囲の拡充	新たに 9 事業を追加
社会福祉法人の設立要件の緩和 社会福祉法人の運営の弾力化	社会福祉の供給主体が、地方公共団体、社会福祉法人中心から、特定非営利活動法人や企業など民間へも拡大することが進められた
地域福祉の推進	市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定
	知的障害者福祉等に関する事務が都道府県から市町村へ委譲
	社会福祉協議会、共同募金の活性化

②平成 27 年～平成 29 年

年	項目	概要
平成 27 年	社会福祉事業の追加	「子ども・子育て支援新制度」施行に伴う事業などが、新たに社会福祉事業として規定
平成 28 年 平成 29 年	社会福祉法人の運営に関する 改正	社会福祉法人の経営組織の見直し 事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化

③平成 30 年

国の政策である「地域共生社会」の考え方を踏まえた、社会福祉の理念を明確にする改正が行われた。

項目	概要
地域福祉の推進	地域住民における地域福祉推進を明文化
市町村地域福祉計画・ 都道府県地域福祉支援計画	策定の努力義務が明文化

④令和 3 年

地域共生社会の実現を図るため、さらなる法改正が行われた。

項目	概要
地域福祉の推進	第 4 条第 1 項に、新たな条文が追加
重層的支援体制整備事業の創設	市町村が行うことができる重層的支援体制整備事業の創設 あわせて事業を実施する市町村による「重層的支援体制整備事業計画」の策定が努力義務に規定

3. 試験対策としての「社会福祉法」

条番号	項目	出題パターン
第1条	「社会福祉法」の目的	条文穴埋め
第2条 第60条	社会福祉事業	①事業の区別（第一種・第二種） ②根拠法との結び付け ③どこが運営できるか
第4条	地域福祉の推進	地域共生社会の考え方を踏まえ、地域福祉の理念が問われる
第14条～第15条	福祉事務所	設置場所、職員
第18条～第19条	社会福祉主事	資格の要件
第22条～第59条	社会福祉法人	具体的な運営については出ない。 可能性としては、公益事業、収益事業
第75条	情報の提供	考え方
第76条	利用契約の申込み時の説明	考え方
第78条	第三者評価	考え方 評価の詳細な流れ
第79条	誇大広告の禁止	考え方
第80条～第81条、 第83条	福祉サービス利用援助事業 （日常生活自立支援事業）	事業の詳細 運営適正化委員会
第82条～第85条	苦情解決	考え方 苦情解決の詳細な流れ
第106条の3～5	重層的支援体制整備事業	これから出題される可能性
第107条	市町村地域福祉計画	条文 計画の種類
第108条	都道府県地域福祉支援計画	条文 計画の種類
第109条～第111条	社会福祉協議会	設置箇所 役割
第112条～第122条	共同募金	仕組み

特に赤字の部分が頻出です！